

# 指定病院等における 不在者投票事務について

第51回衆議院議員総選挙  
第27回最高裁判所裁判官国民審査

岡山県選挙管理委員会

令和8年1月



## はじめに

- 本資料のHP掲載をもって、説明会の開催に代えることとする。
- 「指定病院・老人ホーム等における不在者投票の手続」の冊子を、本資料では「しおり」という。
- 本資料中の「様式」とは、しおり32頁以降に掲載しているものをいう。
- 不在者投票事務で使用する用紙等は、「不在者投票事務等諸用紙綴」のほか、県選管HPに掲載している。
- 「不在者投票事務等諸用紙綴」のうち、倉敷市選管宛てに送付する「（代理）請求書」「（代理）請求書別紙」「代理投票通知書」については、倉敷市選管が別途案内する様式又は様式作成ツールを使用すること。
- 本スライド資料に加えて、しおりを十分に参照しておくこと。

# 説明事項

- 1 主要日程
- 2 指定病院等における不在者投票とは
- 3 不在者投票のできる人
- 4 - 1 不在者投票管理者①
- 4 - 2 不在者投票管理者②
- 5 - 1 立会人
- 5 - 2 外部立会人の派遣等
- 6 - 1 補助者（代理投票を行う場合）
- 6 - 2 補助者（代理投票の仮投票を行う場合）
- 7 - 1 不在者投票事務の流れ（代理請求）
- 7 - 2 不在者投票事務の流れ（本人請求）
- 8 - 1 投票の流れ
- 8 - 2 投票用紙及び投票用封筒の仕様について
- 8 - 3 投票の流れについて
- 9 投票環境の整備
- 10 不在者投票の変更手続
- 11 不在者投票経費の請求

# 1 主要日程

## (1) 参議院議員通常選挙の日程

公（告）示日：1月27日（火）

選挙期日：2月8日（日）

## (2) 不在者投票のできる期間及び時間

ア 衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員

1月28日（水）～2月7日（土）の午前8時30分～午後5時

イ 最高裁判所裁判官国民審査

2月1日（日）～2月7日（土）の午前8時30分～午後5時

**選挙の当日投票所の閉鎖時刻までに市区町村選管から投票管理者のもとへ届けられなければ、投票として扱われなくなる。**

**→ 早めの投票・送致を心掛けること。**

**※なお、投票所ごとに閉鎖時刻が異なる場合があるため、十分留意すること。**

## 2 指定病院等における不在者投票とは

都道府県選挙管理委員会が指定する病院や老人ホーム等に入院（所）している人が、その病院や老人ホーム等で投票ができる制度。

有権者のためにできるだけ投票の機会を確保しようとするために設けられた制度であり、**選挙の当日に投票所において投票するという原則の例外。**



その手続は、法令により詳細に定められており、**わずかなミスが選挙人の貴重な投票を無効にしたり、選挙結果に重大な影響を及ぼすおそれがある**ため、適正に管理執行することが求められる。

## 3 不在者投票のできる人

- (1) (2) の条件を満たし、
  - (1) 選挙期日に選挙権を有していること。
  - (2) 市区町村の選挙人名簿に登録されていること。
  
- かつ (3) ~ (5) のいずれかの条件を満たす人。
  - (3) その人が属する投票区の区域外にある指定病院等に入院  
(所) し、選挙の当日において入院 (所) 中の見込みの人。
  - (4) 疾病、負傷、出産、身体障害等のため、指定病院等に入院  
(所) し、選挙の当日において歩行が困難である見込みの人。
  - (5) (3) (4) の他、不在者投票事由に該当する見込みの人。

## 4 - 1 不在者投票管理者①

### (1) 資格要件

- ・ 指定病院等の院長、施設長等であること。
- ・ 候補者でないこと。
- ・ 外国人でないこと。

※不在者投票管理者に事故があり、又は欠けたときは、その職務を代理すべき人が不在者投票管理者となる。

### (2) 役割

不在者投票に関する手続の全てについて最終的な決定権を持ち、不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、不在者投票事務全般を管理すること。

**※不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることが禁止されている。**

## 4 - 2 不在者投票管理者②

### (3) 主な仕事

- ①請求・・・選挙人の依頼に基づき投票用紙等を請求
- ②交付・・・投票用紙等を選挙人に交付
- ③点検・・・投票用紙等を点検
- ④選任・・・立会人を選任
- ⑤設備・・・不在者投票記載場所を設備
- ⑥決定・・・代理投票の許否を決定
- ⑦送致・・・不在者投票を市区町村選管へ送致

投票の秘密を保持し、選挙人が自由な意思に基づいて投票できるように、投票に対する不正干渉等がないように十分配慮すること。

また、不在者投票ができる期間中に、選挙人から不在者投票をしたいとの申出があれば、これを拒否することができない。

## 5 - 1 立会人

### (1) 選任要件

選挙権を有する人

※選挙人名簿に登録されている必要はないため、県外の有権者でもよい。

### (2) 人数

最低1人（人数制限なし）

### (3) 仕事

- ・不在者投票が公正に行われているか監視すること。  
※選挙人の投票をのぞき込むなど、投票の秘密を侵害してはいけません。
- ・投票終了後、外封筒に署名（自署）すること。

### (4) 注意点

立会人が立ち会わない不在者投票は無効。

## 5 - 2 外部立会人の派遣等

市区町村選管が選定した立会人（外部立会人）の派遣又は市区町村職員等による巡回訪問を予定している市区町村は次のとおり。

なお、選挙の管理執行に支障のない範囲で行うので、希望する場合は市区町村選管に早めに相談すること。

### **（1）外部立会人の派遣を行う予定のある市区町村**

笠岡市、井原市、新見市、備前市、和気町、早島町、美咲町

### **（2）市区町村の選挙管理委員会が任意に選んだ管内の数力所の指定病院等に対し巡回訪問を行う予定のある市区町村**

倉敷市、浅口市、矢掛町

## 6 - 1 補助者（代理投票を行う場合）

### （1）選任要件

- ・不在者投票の事務に従事する者のうちから選任。
- ・不在者投票管理者及び投票立会人でないこと。

※家族や知人は不可。

### （2）人数

2人（代理記載人を含む。）

### （3）仕事

投票記載場所において、

補助者①：立会う。

補助者②：選挙人の指示する候補者1人の氏名等を記載。

（代理記載人）投票用紙を投票用封筒（内封筒→外封筒）に入れる。

外封筒の「投票者」欄に選挙人の氏名を記載する。

※代理記載人の氏名は記載しないこと。

## 6-2 補助者（代理投票の**仮投票**を行う場合）

### （1）代理投票の仮投票とは

代理投票を拒否された選挙人に不服がある場合又は代理投票をすることについて立会人に異議があるときは、代理投票の仮投票を行うことができる。

### （2）通常の代理投票との違い

6-1における補助者②（代理記載人）が投票用外封筒を作成する際、**選挙人の氏名に加えて、「代理記載人〇〇〇〇（氏名）」と記載する。**

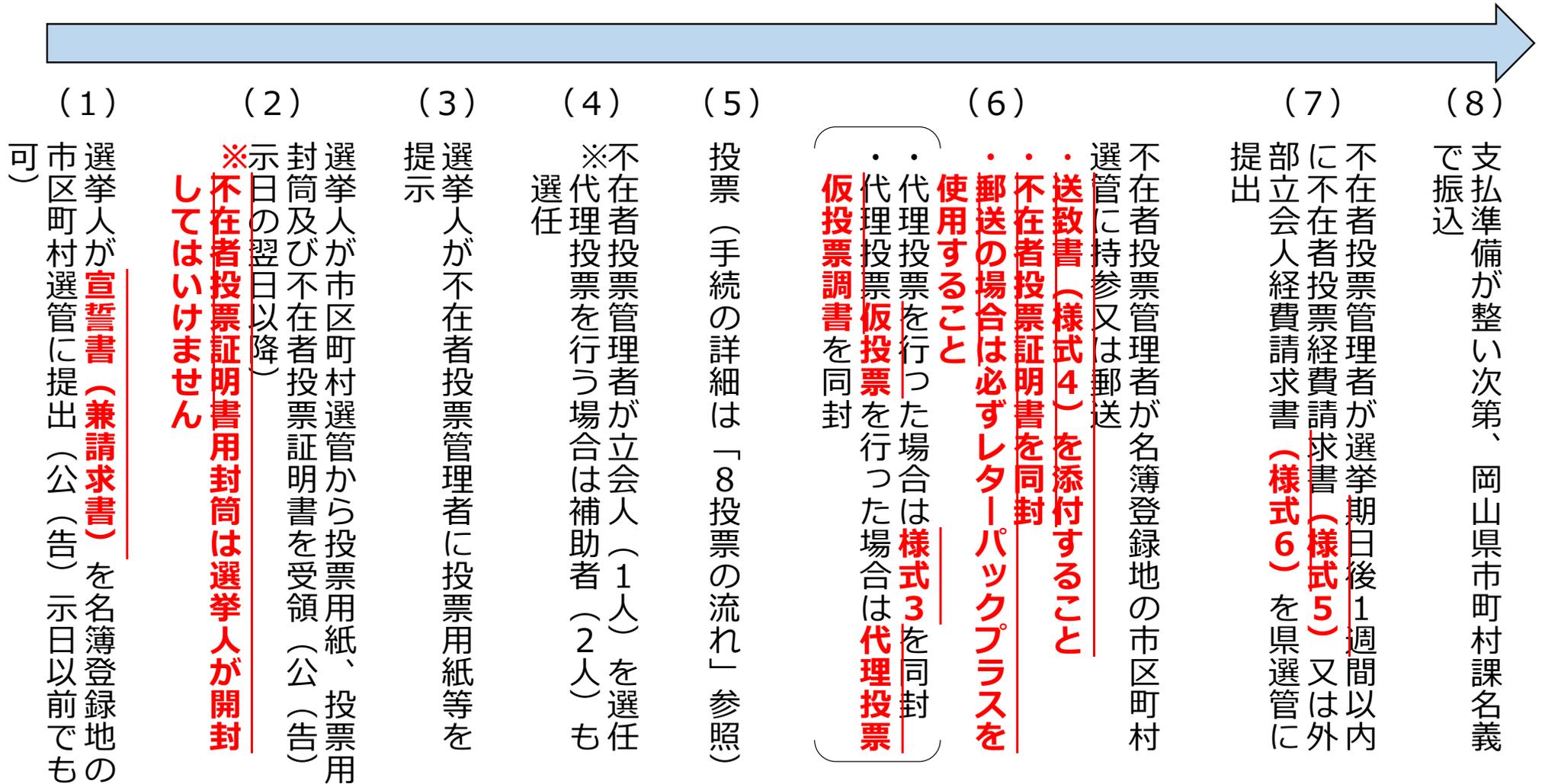
※送致の際は、代理投票仮投票調書（しおり19頁参照）を添付。

# 7-1 不在者投票事務の流れ（代理請求）



- (1) 選挙人が不在者投票管理者に**様式1**により請求依頼
- (2) 不在者投票管理者が名簿登録地の市区町村選管に**様式2**により請求（公（告）示日以前でも可）
- (3) 不在者投票管理者が市区町村選管から投票用紙及び投票用封筒を受領後、選挙人に交付（公（告）示日の翌日以降）
- (4) 不在者投票管理者が立会人（1人）を選任  
※代理投票を行う場合は補助者（2人）も選任
- (5) 投票（手続の詳細は「8投票の流れ」参照）
- (6) 不在者投票管理者が名簿登録地の市区町村選管に持参又は郵送
  - ・送致書（様式4）を添付すること
  - ・郵送の場合は必ずレターパックプラスを使用すること
  - ・代理投票を行った場合は**様式3**を同封
  - ・代理投票**仮投票**を行った場合は**代理投票仮投票調書**を同封
- (7) 不在者投票管理者が選挙期日後1週間以内に不在者投票経費請求書（**様式5**）又は外部立会人経費請求書（**様式6**）を県選管に提出
- (8) 支払準備が整い次第、岡山県市町村課名義で振込

## 7-2 不在者投票事務の流れ（本人請求）



# 8 - 1 投票の流れ



(4)

選挙人が投票箱に投函

(3)

不在者投票管理者が投票用外封筒に必要事項を記載し、選挙人に返還  
・立会人の署名(自署)  
・投票年月日、投票場所及び不在者投票管理者の氏名(ゴム印可)の記載

(2)

選挙人の投票  
①投票用紙に候補者の氏名等を記載する  
②投票用紙を内封筒に入れ、封をする  
③さらに外封筒に入れて封をし、表面の投票者欄に選挙人が署名(自署)する  
※代理投票の場合は代理記載人が選挙人の氏名を記載する  
※代理投票仮投票の場合は代理記載人が選挙人の氏名と代理記載人の氏名を記載する  
※点字投票の場合は内封筒を入れる前に選挙人が点字で署名する  
④不在者投票管理者に提出

(1)

不在者投票管理者が選挙人から提示を受けた投票用紙等の点検及び交付  
・投票用紙に候補者の氏名等が書かれていないか確認  
※本人請求の場合はさらに、  
・不在者投票証明書用封筒が開封されていないか確認  
・不在者投票証明書用封筒を開封し、不在者投票証明書に記載されている指定病院等の名称が正しいか確認

## 8 - 2 投票用紙及び投票用封筒の仕様について

**選挙ごとに色が異なるので、誤って交付しないこと。**

- (1) 衆議院小選挙区選出議員選挙：あさぎ色の用紙と封筒・黒色の文字  
※投票用紙には「候補者の氏名」を記載。
- (2) 衆議院比例代表選出議員選挙：ピンク色の用紙と封筒・黒色の文字  
※投票用紙には「政党等の名称」を記載。
- (3) 最高裁判所裁判官国民審査：うぐいす色の用紙と封筒・黒色の文字  
※投票用紙には、やめさせた方がよいと思う裁判官の氏名の上の欄に「×」（複数選択可）を記載。やめさせなくてもよいと思う裁判官については、何も書かないこと。

## 8-3 投票の流れについて

別種類の投票用紙及び封筒が混同しないよう、次のような対策を行うこと。

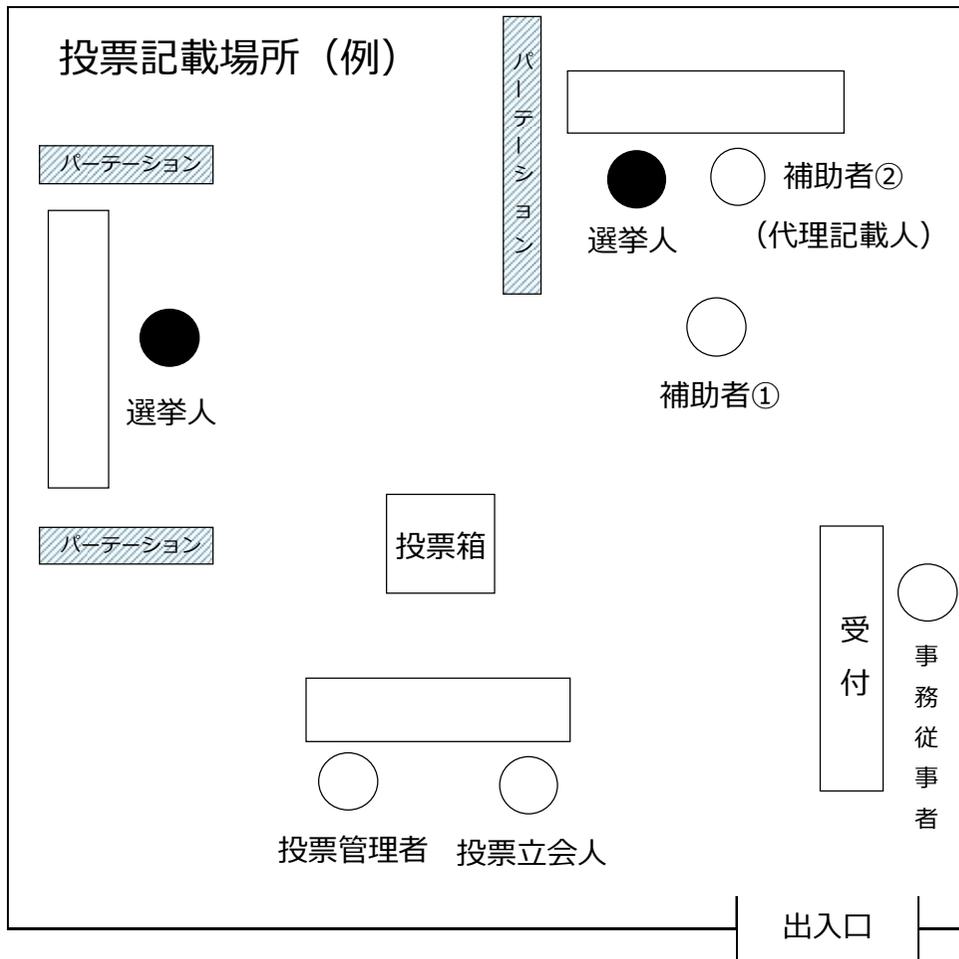
(1) 投票の順序をあらかじめ決めておく。

例) 小選挙区→比例代表→国民審査

(2) 投票用紙及び投票用封筒は **1種類ずつ交付し、投票させる。**  
(一度に全種類を交付しない。)

※不在者投票記載場所に、**選挙人自らの意思で**メモや新聞記事等を持ち込むことは可能だが、施設側が記載場所の中で候補者一覧等を配布するなど、便宜を供与することは差し控えること。

## 9 投票環境の整備



- (1) 他人が投票の記載をのぞきこんだりすることがないよう、パーティション等を設置し、投票の秘密保持に努めること。（カーテンなども閉める。）
- (2) 投票記載場所に候補者氏名等の一覧表や候補者等の選挙運動用ポスター、政治活動用ポスター等の掲示は**一切禁止**。
- (3) **投票記載場所の外であれば**、選挙公報や候補者を平等に扱っている新聞記事等を置いておくなどの便宜供与は可能。
- (4) 選挙人が**自らの意思**で準備した候補者名等のメモ書きや新聞記事等を持ち込むことは可能。
- (5) 歩行困難な者については、不在者投票管理者の管理下で、かつ立会人の立会いがあれば、ベッドの上でも投票させることが可能。  
※ (2) と同様に室内にポスター等がないか確認すること。

## 10 不在者投票の変更手続

次の（１）～（３）に該当する場合、**交付を受けた市区町村選管に連絡し、速やかに投票用紙等を返還すること。**

- （１）投票用紙等を受領した後、不在者投票をせずに、名簿登録地の市区町村で期日前投票又は当日投票を行いたい場合。
- （２）不在者投票、期日前投票、当日投票のいずれも行わなかった場合。
- （３）投票用紙等の代理請求をした選挙人が投票する前に退院（所）又は転院（所）し、不在者投票管理者が投票用紙等を交付しなかった場合。

※返還の際は、その選挙人の氏名及び投票しなかった理由を送致書（様式４）に記載し、添付すること。

# 11 不在者投票経費の請求

## (1) 不在者投票に係る経費（様式5）

- ・ **実際に投票を行った選挙人1人あたり1,236円。**
- ・ 請求者は不在者投票管理者（指定病院等の施設長）で、不在者投票管理者の印鑑を使用すること。（理事長印等は不可。）
- ・ 不在者投票管理者以外の名義の口座に振込を希望するときは、委任状欄にも必ず記入すること。

## (2) 外部立会人に係る経費（様式6）

- ・ **1日につき12,400円（8.5時間）以内。**  
※実際に従事した時間に応じた額とすること。
- ・ 請求者、使用する印鑑、振込口座については（1）と同様。

## (3) 請求先（選挙期日後1週間以内に提出）

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6  
岡山県選挙管理委員会事務局

# 問合せ先

岡山県選挙管理委員会事務局

〒700-8570

岡山市北区内山下 2 - 4 - 6

電話：086-226-7273

※HPに諸用紙・様式等を掲載予定です。

